

岩手県選挙管理委員会告示第79号

平成19年7月29日執行予定の衆議院岩手県第1区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定めた。

平成19年7月6日

岩手県選挙管理委員会
委員長 野村 弘

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成19年7月16日（年齢については、同月29日）
- 2 登録を行う日 平成19年7月16日
- 3 縦覧に供する期間 平成19年7月17日